

所 在 地 宮城県加美郡加美町鳥嶋、鳥屋ヶ崎地内
立地環境 大崎平野西端、田川左岸の標高 30 ~ 40 m の台地
発見遺構 碇石建物、掘立柱建物、堅穴建物、掘立柱塀、材木塀、築地塀、土壘、大溝、区画溝、溝、土坑、大穴など

年 代 8世紀前半～10世紀前半

遺跡の概要

東山官衙遺跡（以下、東山遺跡）は大崎平野の西端にあり、奥羽山脈から分岐して南東に延びる丘陵末端、標高 30 ~ 40 m の台地に立地する。その背後から東側の丘陵には早風遺跡、正面の河岸段丘上には壇の越遺跡があり、後者と東山との比高差は 20 m である（第 1 図）。東山遺跡は東西 300 m、南北 250 m の台地四周を築地塀が囲み、南辺中央の沢を利用して南門と南北道路が設けられた。後者はそのまま北に延びて台地平坦面を東西に分割しており、西は正倉院、東は郡庁院、館院、厨家院、工房域などが設けられた。施設の方向は南北道路や台地平坦面の形に合わせて東に 20° 前後傾く（第 2 図）。

本遺跡は郡庁院の規模が東西 57 m、南北 52 m で、正倉院や館院のほか各種の曹司が置かれた陸奥国賀美郡家であり、全体が築地塀で囲まれることから、辺郡特有の一郡を管轄した城柵型郡家（村田 2010a）と考えられる。壇の越遺跡は、国府より下位の官衙で他に例をみない方格街区が形成されたことで知られる。また、早風遺跡で発見された大規模な土壘や空堀は、壇の越の築地塀や材木塀と一連の施設として全体を囲むことが分かっている。このように、奈良・平安時代の 3 遺跡は密接に関わり、ある時期は一体となりながら機能したため東山官衙遺跡群（以下、東山遺跡群）と総称することができる（壇の越・早風第 2 図）。

東山遺跡群は、遺跡の内容がある程度明らかとなった東山遺跡と壇の越遺跡の成果から、大別 4 時期の変遷が示された（加美町 2010、壇の越・早風第 3 図）。年代は第 I 期が 8 世紀前葉、第 II 期は 8 世紀中葉、第 III 期が 8 世紀後葉～9 世紀前半、第 IV 期は 9 世紀中頃～10 世紀前半で、全体の概要は「壇の越遺跡、早風遺跡」にまとめている。官衙・城柵としての東山遺跡は第 II 期から第 IV 期である。第 I 期は施設造営に伴う計画集落が認められ、この点は同時期創建の城生柵と大きく異なる。計画集落は、第 II 期以降の建物と異なり西に 10° ~ 40° 傾き、中・小型の堅穴建物 79 棟以上、2 間以下の小型建物が 3 棟以上認められる（第 3 図）。建物の方向は官衙期と異なり、正倉院の倉庫域となった南西部を除いて濃密に分布するため、造営段階から高い計画性のもと施設が構築されたと考えられる（村田 2017）。

1. 南郭

南郭は東山のふもと、南門前面に広がる材木塀と大溝で囲まれた一画である。塀長は南辺が 201 m で、東辺と西辺は東山の急斜面に接続してその上に延びないことから（加美町 2011）、前者が 138 m、後者は 201 m ほどとみられる（第 2 図）。南郭は壇の越の道路網が第 II 期に一斉施工されたこと、内部に南 1 道



第 1 図 東山官衙遺跡、壇の越遺跡、早風遺跡の位置

路が認められること、南郭と街区を隔てる南2道路の幅が大路と同じであること、大溝の堆積土に10世紀前葉に降下したTo-a火山灰が認められることから、道路網が整備された第II期に設けられ、第IV期まで機能したと考えられる。一方、東山外郭南門は建替えがなく8世紀代と報告され、南郭南門と材木塀は第III期である（加美町2005・2008）。このため、南郭は第II期が外郭南門外の広場で、第III期に拡大した東山の内郭の一部となり、南北大路との交点には南門（八脚門）が設けられた。第IV期には材木塀や門が撤去されて広場に戻ったと考えられる。内部は、各期を通して塀沿いに疎らに建物があるのみで、中央部分は空閑地が広がっていた。こうした南北大路の北端が広場となるのは平城京と共通しており（館野2001）、街区との境に異なる空間を置くことで、東山の正面観を高めたと考えられる（村田2017）。

2. 郡庁院の変遷

郡庁院の変遷については『東山遺跡VII』（多賀城研1993）で報告された後、いくつかの案が示されている（斎藤2003、古川2006、村田2006、柳澤2008、八木2022）。郡庁の主な調査成果は、a）正殿と掘立柱塀は建替えが3度認められる。b）南辺の塀より古い南北7間の建物は東脇殿と考えられる。c）塀内の東西脇殿は1度建て替えられる。d）西脇殿は建替え前後で規模・構造に変わりがないが、東脇殿は南北5間の西廂付総柱建物から南北3間の側柱建物となる。e）正殿の南東には東西3間の床張建物がある。f）正殿北東の南北棟は2度建て替えられる。g）政庁周辺は、遺跡内で最も瓦塼類の出土が多い、などがあげられる。ここでは、多賀城跡調査研究所の変遷案にI期を加えた斎藤案と比較しながら試案（村田2019）を述べる（第5図、（ ）内は東山遺跡群の遺構期、以下同じ）。

【1期（第II期）：8世紀中葉】

堆積基壇を有する正殿と7×3間の東脇殿SB395がL字型に配置され、正殿の東隣には3×2間の床張東西棟SB342、その北に南妻に下屋を有する南北棟SB345が置かれる。正殿は確認できなかつたが、SB395は2期以降の掘立柱塀より古いこと、2期正殿の柱穴埋土から多賀城第I期の平瓦や塼が出土したことから本期を設定した。正殿は堆積み基壇を有する瓦葺き建物と推定される。主な軒瓦は平城宮式軒瓦をモデルとした細弁蓮花文軒丸瓦と均整唐草文軒平瓦である（佐川2000、城生・羽場第8図）。瓦の出土量からみて部分的な瓦葺きと考えられる。斎藤案とは正殿や東脇殿は同じであるが、他の2棟の理解が異なる。SB342は3間の東西棟で斎藤案では2期の東脇殿としたが、正殿が東西棟の場合、脇殿は南北棟がほとんどである。正殿東に3間の東西棟が建つ例として名生館官衙遺跡III期（高橋2003）があること、SB342の東妻と東脇殿SB395の西側柱列は柱筋が揃うことなどから1期の正殿横建物であり、正殿の位置も2期以降より南にあつたと考えられる。また、SB345は2・3期のSB346ABより古いことから、本期の正殿北東建物とみておきたい。

【2・3期（第III期）：8世紀後葉～9世紀前半】

正殿SB481ABと東脇殿SB326・343、西脇殿SB391AB、南北棟の正殿東建物SB346ABが半町規模（東西57m、南北52m）の掘立柱塀SA398・556で囲まれる。2期は脇殿SB326とSB391Aが北妻を揃え、SB326の西入側柱列とSB346Aの東側柱列が柱筋を揃える。各建物は1度建て替えられるが、東脇殿を除く3棟は建替え後も同規模である。一方、東脇殿は5×3間の西廂付総柱建物SB326から3×2間の側柱建物SB343に縮小するが、西脇殿SB391Bとは南妻を揃えており、計画性が窺える。

【4・5期（第IV期）：9世紀中頃～10世紀前半】

前代まで認められた脇殿や正殿東建物がなくなり、正殿SB481CDと掘立柱塀SA400・399だけの構成となる。この時期、ふもとの方格街区も縮小から廃絶に向かうことから、これに連動する動きと考えられる。また、斎藤案のV期は小型建物SB344・396を本期とするが、正殿に較べて柱穴が極端に小さいこと、位置が前代までの位置を踏襲しないことから、別時期か郡庁の建替えに伴う仮設建物と判断した。

3. 正倉院の変遷

正倉院は全体の変遷案が示されている（加美町 2015、第 8 図）。正倉の主な成果としては、①中央から南が倉庫域、北が管理棟域で、両者の間に区画施設は認められない。②倉庫域では掘立柱倉庫→礎石倉庫→掘立柱建物（屋）→小型掘立柱建物という重複関係が認められる。③礎石倉庫は大型で深い掘込地業を伴うもの、小型で浅い掘込地業を伴うもの、掘込地業がないものに分けられる。④礎石倉庫は茅葺きの穀倉で、火災によって焼失した。⑤管理棟域の主要建物は L 字またはコ字に配置される、などがあげられる。加美町の変遷案は、IV 期に総柱建物（穀倉）が認められない。掘込地業を伴う礎石倉庫は II 期に出現し III 期に火災で廃絶するましたが、III 期とした SB598B はその痕跡がなく SB598A が火災建物である。V 期は建物の小型化が著しいにもかかわらず、掘込地業を伴わない SB122・153 磎石倉庫を当期とした。SB153 は SB593B 磎石倉庫と西側柱筋を揃える、といった特徴や疑問点等があるため、以下の変遷案を提示する（註 1、第 9 図）。

【1期（第Ⅱ期）：8世紀中葉】

建物はすべて掘立式である。倉庫域は総柱建物や床張建物が T 字状に並ぶ。管理棟域は中央の広場を囲んで L 字に配置され、SB259 の西妻と SB125 の西側柱列は柱筋が揃う。

【2・3期（第Ⅲ期）：8世紀後葉～9世紀前半】

倉庫域は、2 期が深い掘込地業を伴う茅葺きの大型礎石倉庫が南北に並ぶ。3 期になると、大型礎石倉庫の西に浅い掘込地業を伴う小型礎石倉庫が新設される。本期の倉庫群は火災で廃絶した。管理棟域は前段階の L 字配置を踏襲し、2 期の SB258 南側柱列と SB123 北妻、3 期の SB770 北側柱列と SB124 北妻が柱筋を揃える。また、倉庫域と管理棟域の間には東西方向の暗渠 SD134・171 が設けられ、4 期まで存続した。

【4・5期（第Ⅳ期）：9世紀中頃～10世紀前半】

火災後の 4 期は、大型倉庫があった場所と西端に側柱の屋が南北に並んだ。倉庫は SB593B が再建され、その南には西側柱筋を揃えて掘込地業を伴わない礎石倉庫 SB153 が新設される。管理棟域はコ字型配置となり、東建物は掘込地業がない礎石倉庫 SB122 に変わる。また、暗渠の上に SB168AB・169 等がつくられる。このうち、SB168AB と SB260 の西妻、SB122 西側柱列と SB169 西妻は柱筋をおおむね揃える。5 期は総柱建物が認められず、倉庫域は前段階より小型の側柱建物、管理棟域は 1 × 1 間の掘立柱建物のみとなる。

4. 館院と厨家院の比定

郡庁院の北は 7 棟中、5 間建物が 4 棟と大型建物の割合が高い。一方、北東は 4 間以下の建物や竪穴建物が重複する。埋土に焼土や炭化物を含む土坑が造り替えを繰り返し、柱穴や土坑から土器が多く出土した。また、両者の北に材木塀とみられる SD254・320 がコ字状に巡る（第 6 図）。ここで、本遺跡出土の施設名墨書き土器をみると、正倉院には認められず、南北道路東側は大きく 3 地点に分けられる。郡庁院は東脇殿周辺で「上厨」2 点、「厨」3 点、郡庁院北が「館上」2 点、「上厨」1 点、同北東は「厨」3 点、「寺」2 点である（註 2、第 7 図）。郡庁院北東は「寺」・「厨」の他に認められないこと、中・小型建物が建替えを繰り返すこと、建物の間は堆積土に焼土や炭化物を多く含む土坑が重複すること、土器食器や煮炊具が多く出土したことから厨家院であり、他 2 地点の「厨」銘墨書き土器は給食等に伴って食器が移動したものと考えられる。その場合、郡庁院北は「館上」が出土し、大型建物の割合が高いことから館院とみることができる。一方、「館上」は館に上・下もしくは上・中・下があったことを示唆しており、東山遺跡群の場合、麓の方格街区に格式高い建物群があり、そちらが「館下」と呼ばれた可能性がある。

5. SX800 大穴について

周堤を伴う大穴で、内郭西辺の築地塀が接続する（第 2 図）。規模・平面形は周堤を含めて 45.0 × 35.0 m ほどの楕円形を呈する。積土の基底幅は 3.0 m、高さが 1.3 m で、底面は未調査であるが、

確認した部分での積土頂部との比高は 6.6 m 以上である。また、内部中位には幅 1.3 m のテラスがあり、内径は南北 24.0 m、東西 10.0 m ほどとみられる（第 10 図）。テラスの下は粘土を裏込したのち表面に河原石が貼られた。外側も崩壊土に河原石が多く含まれることから、周堤の外装は河原石積みであったと考えられる。

官衙跡の倉庫院で大型土坑が確認された例としては、埼玉県中宿遺跡 SX01～05 があげられる（岡部町 1995）。特に、SX01 は底面に自然石が敷かれており、SX800 の状況に近い。一方、冷涼な山沿いの地の深い穴ということであれば冰室の可能性も考慮すべきであろう。前者については倉庫令に規定された池に相当するのか、その場合、郡家遺跡の調査例に較べて類例が少ないことをどう理解するのか、後者は機能的にこれほどの規模が必要であったのか、など検討すべき点が多い。今後の資料の蓄積を待つことにしたい。また、本遺跡の SD134・171 暗渠跡は、底面にぎっしり河原石が詰められた（第 9 図）。ともに排水を目的としたものであり、東は南北道路西の区画溝 SD135 に接続したとみられる（第 6 図）。これらと SX800 との関係は確認できていないが、河原石を多用する工法の共通性から SX800 の排水施設と考えておきたい。

6. 黒川以北十郡域から描く城柵像

東山遺跡と多くの城柵を比較すると、I) 規模は東西 300 m、南北 250 m と小さい。II) 政庁が東西中軸線上に位置しない。III) 明確な倉庫院があり、穀倉が規則的に配置される。IV) 穀倉は掘立式から掘込地業を伴う礎石式に建て替えられた、といった違いが指摘できる。I の類例としては城生柵跡や新田柵跡があり、後者の創建当初の規模は東西 320 m、南北 720 m と考えられる（村田 2007）。II は 8 世紀前半以降の城柵政庁が東西中軸線上に置かれるあり方と明らかに異なる。III と IV は郡家正倉や正倉別院の特徴と共通する。さらに、東山の政庁 2 期～5 期が約半町四方（東西 54～60 m、南北 50～51 m）である点は、郡庁院の規模と共通する（山中 1994）。つまり、東山遺跡は外郭区画施設が明確で築地塀を採用した点は城柵と共に通するが、規模は小さく内部施設の特徴が郡家と共に通する。筆者はこれを城柵兼郡家（村田 2007）と呼んだのち、城柵型郡家と改めた（村田 2010b）。城柵型郡家は、黒川以北十郡域にのみ認められる。一方、東山と同時期に創建された城生柵は郡家ではなく、正倉別院+色麻駅家に城柵機能が付加された施設と考えた。同様の例としては、丹取郡家の正倉別院あるいは領域拡大のための物資集積地全体が材木塀で囲まれた南小林遺跡 II 期（大崎市 2019）をあげることができる。

それぞれの年代は、南小林 II 期が 8 世紀初頭、新田柵創建は 8 世紀前葉、東山・城生柵の創建は 8 世紀中葉である。この時期、黒川以北十郡が陸奥国の北辺であり、蝦夷と直接対峙した同郡域は柵戸の大量移配によって人為的に編成された。うち黒川・色麻・志田・牡鹿を除く 6 郡は、大崎平野の北縁を分割するように郡域が設定されている。7 世紀後半から 8 世紀中頃の長期間、律令国家の東辺であった黒川以北十郡域における蝦夷との緊張関係が、同地域の郡家や官衙関連施設に外郭施設をもたらしたと考えられる。その結果、8 世紀前半に東西に連なる城柵群による対蝦夷の防衛ライン（八木 2001）が形成されたのである（城生・羽場第 9 図）。近年の城柵研究では、「古代城柵の指標が防御的構造物の存在にある」（岡田 2006、熊谷 2009）という新たな定義が示されるとともに、それぞれが置かれた年代や地域の様相に目を向けて「国レベル以外の城柵の存在」、「迎接外交機能」、「朝貢センター」といった新たな機能が提唱されている（熊谷 2004、阿部 2006 など）。黒川以北十郡の調査成果は、囲郭集落の問題を含め城柵の多様性を具体的に示しており、注目を集めている。

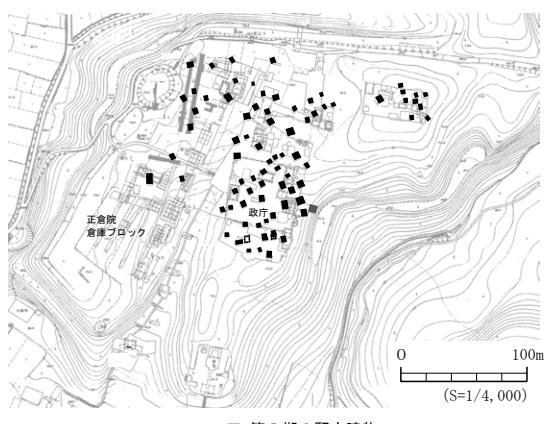
註 1 村田 2019 は管理棟域の理解に誤りがあったため、本案の通りに訂正する。

註 2 墨書き器は「□（●か）」と可能性が示されたものもカウントしている。

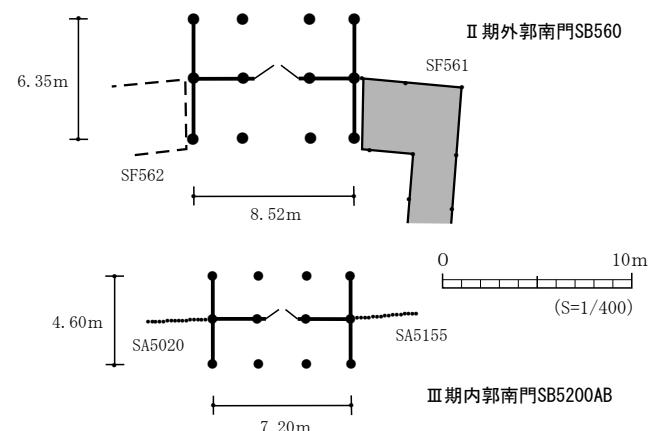
※関連文献は「城生柵跡、羽場遺跡」を参照



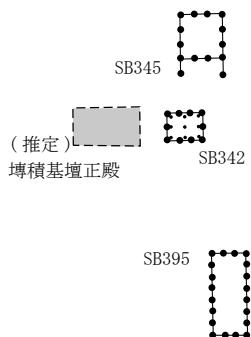
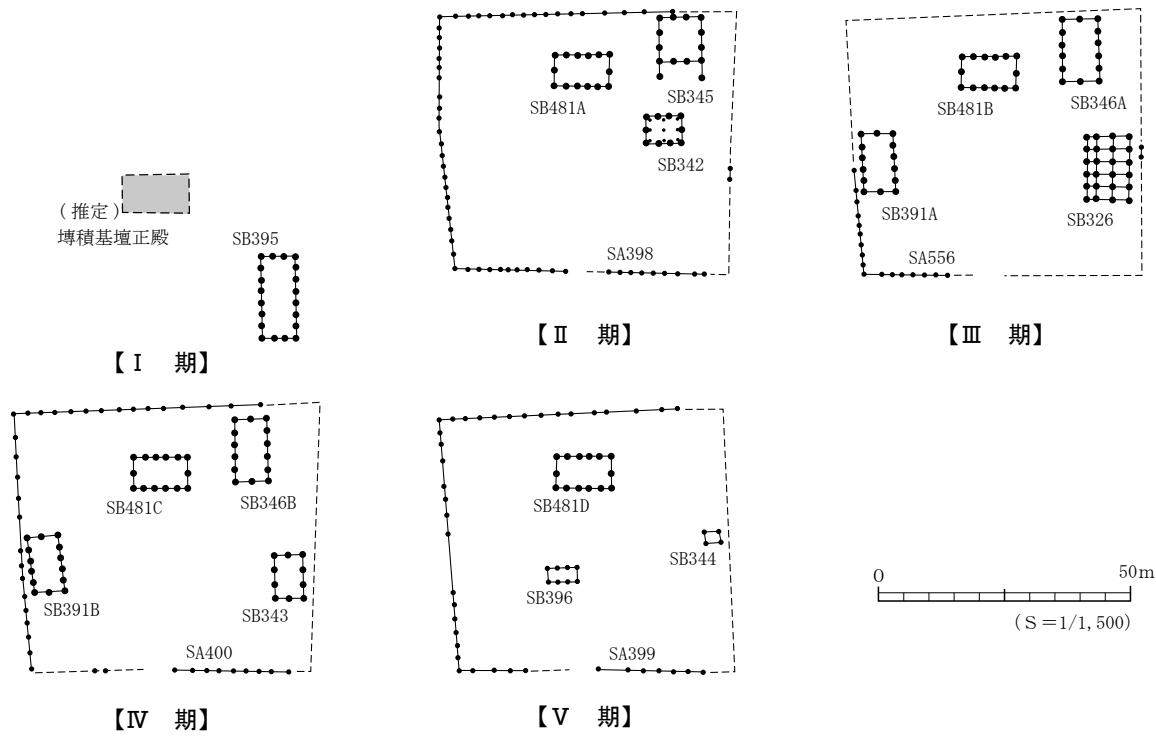
第2図 東山官衙遺跡（村田 2019、第3図に加筆）



第3図 東山I期の造営集落
(村田 2017、図2に加筆)

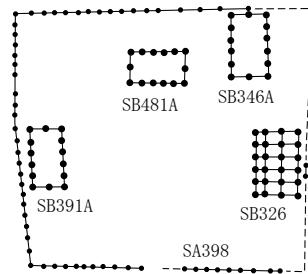


第4図 東山Ⅱ・Ⅲ期の南門復元模式図
(村田 2019、第4図を抜粋、加筆)



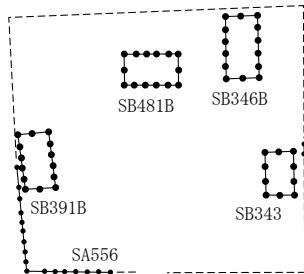
【政庁1期（第II期）】

- 正殿は塙積基壇を伴い、規模はSB481と同じと推定。正殿位置はSB342の西で、2期以降より5.4m南
- 東脇殿は7間の長舎で、西脇殿はない
- SB342は桁行3間の床張り東西棟で、名生館III期のような正殿東建物と考えられる



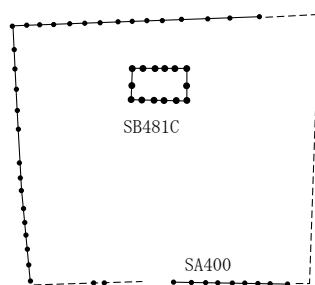
【政庁2期（第III-古期）】

- 区画施設は掘立柱塀（V期まで踏襲）
- 脇殿は北妻を備えるが、東西で構造が異なる



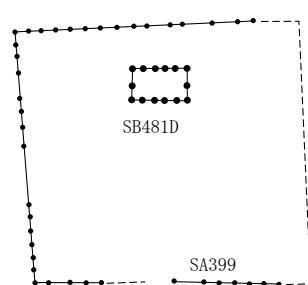
【政庁3期（第III-新期）】

- 東脇殿は桁行3間に縮小
- 西脇殿は柱位置を西へ1mずらして建替え



【政庁4期（第IV-古期）】

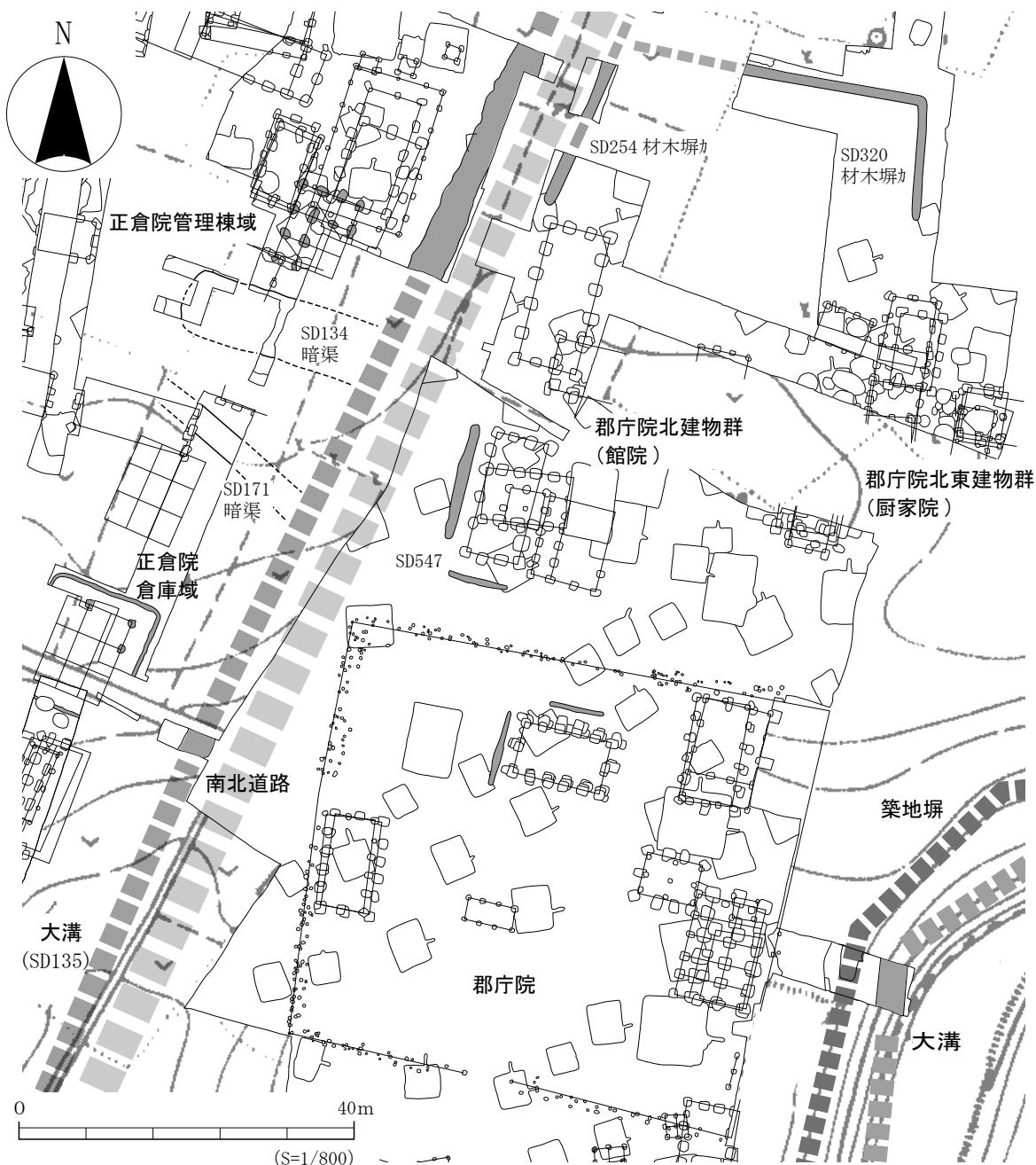
- 正殿と塙だけの構成となる（V期も同じ構成）



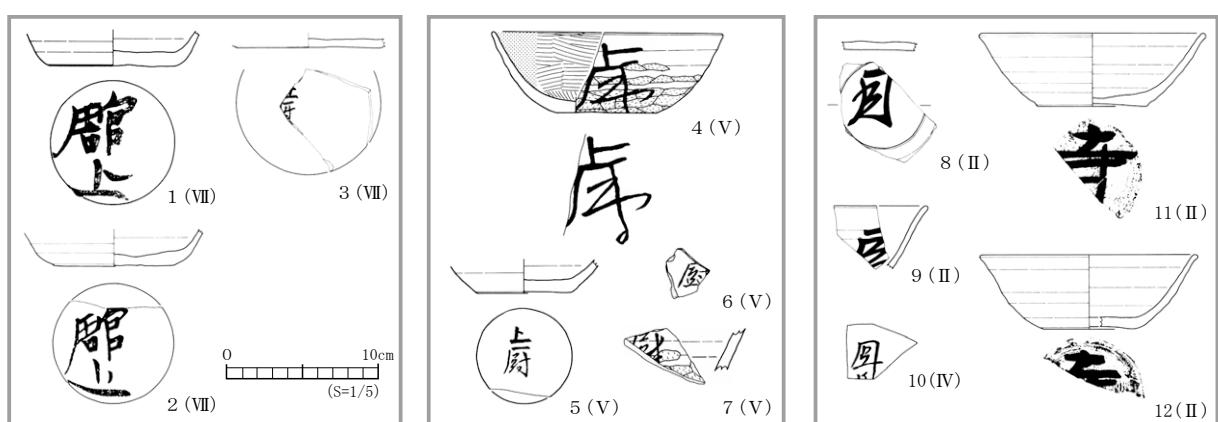
【政庁5期（第IV-新期）】

※ () 内は東山官衙遺跡群の遺構期

第5図 郡庁の変遷（上：斎藤2003、下：村田2019、第5図に加筆）

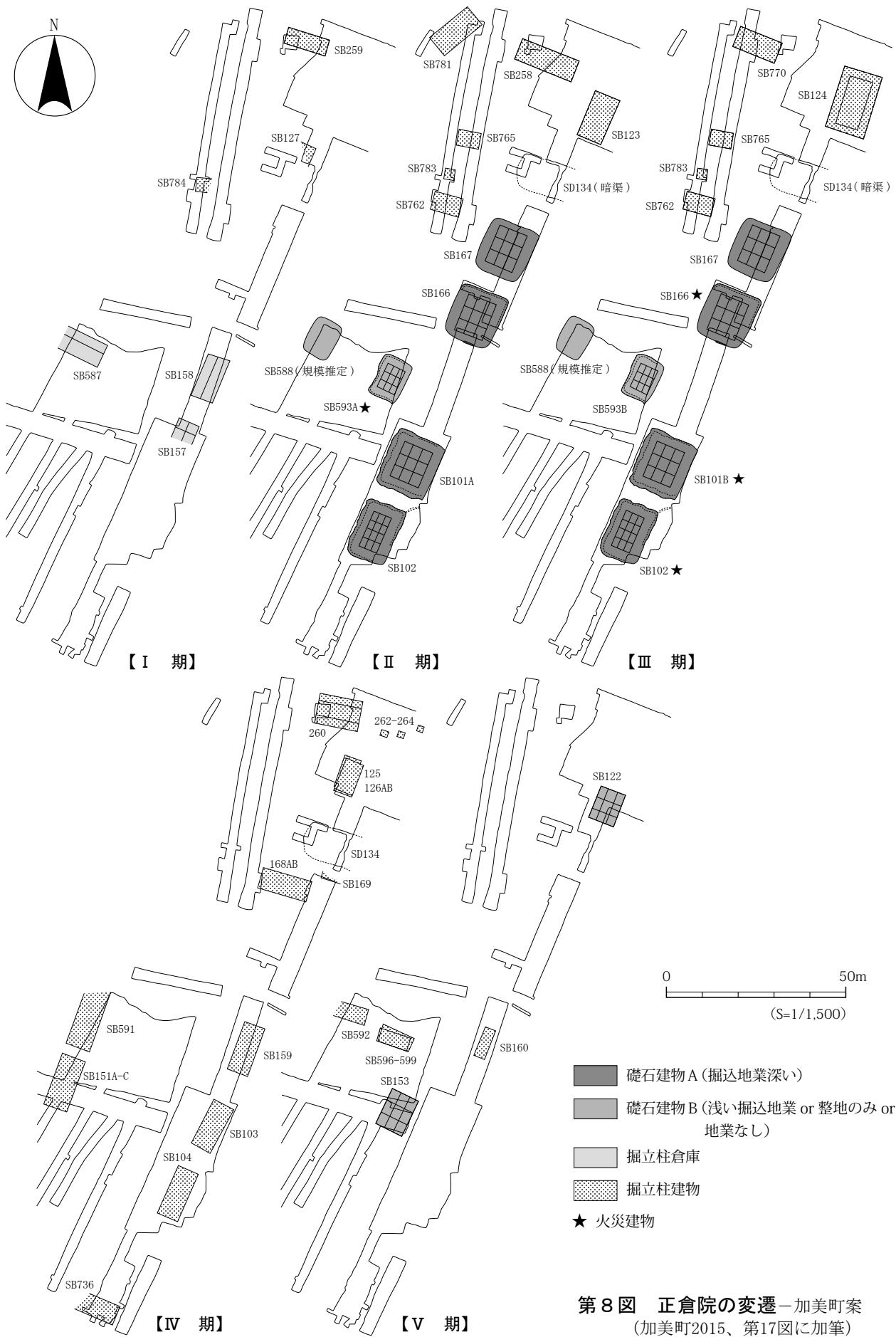


第6図 施設名墨書土器を出土した建物群の位置（新規作成）

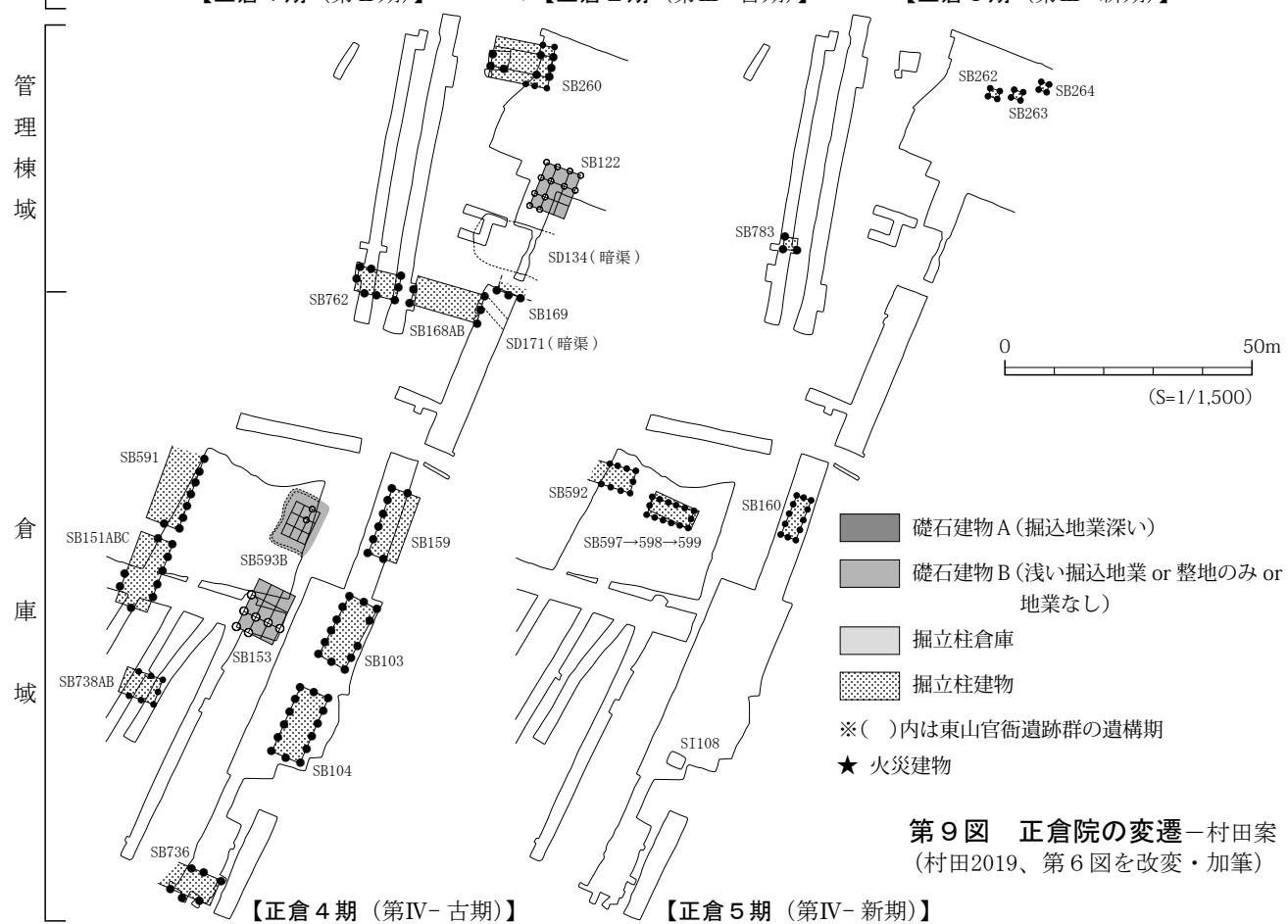
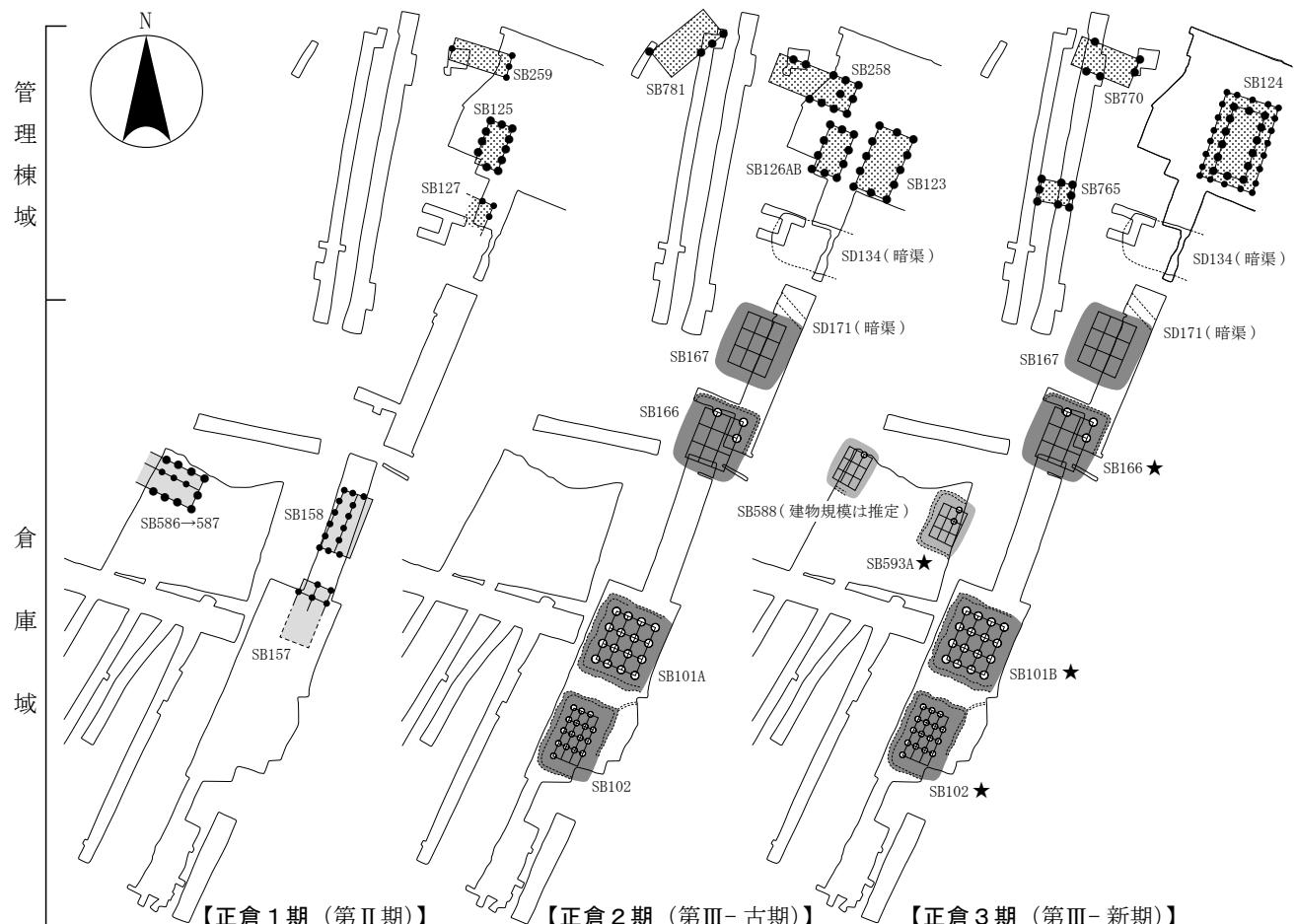


郡庁院北建物群 - 館上 (1・2)、上厨 (3) 郡庁院 - 上厨 (4・5)、厨 or 庫 (6・7) 郡庁院北東建物群 - 厨 or 庫 (8~10)、寺 (11・12)

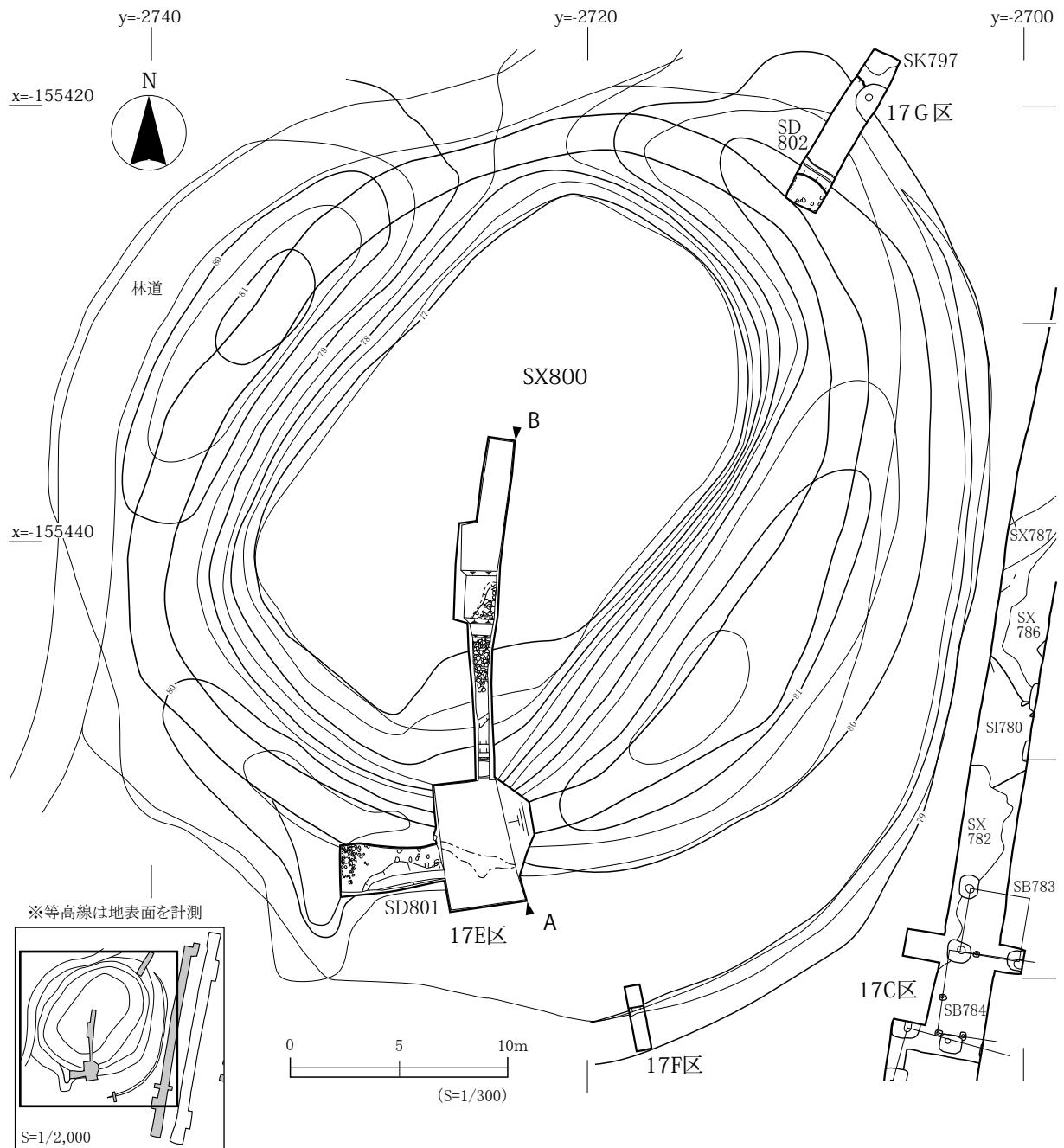
第7図 施設名墨書土器（新規作成、() 内は多賀城研の収録報告書名）



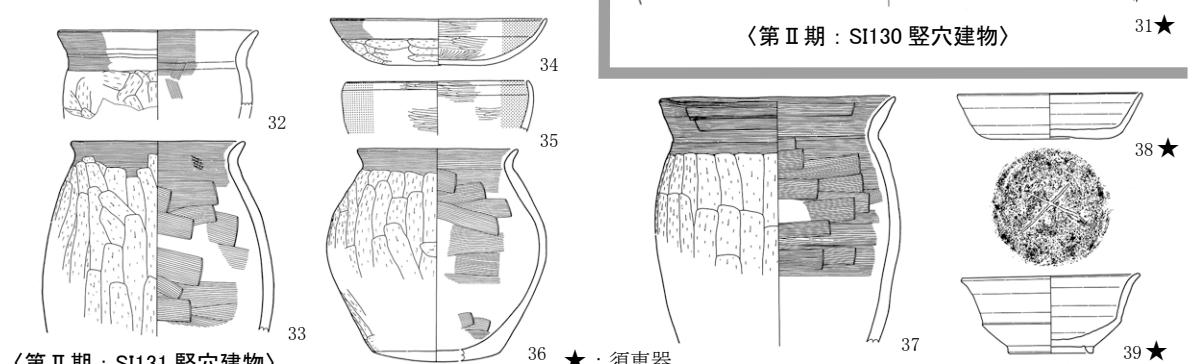
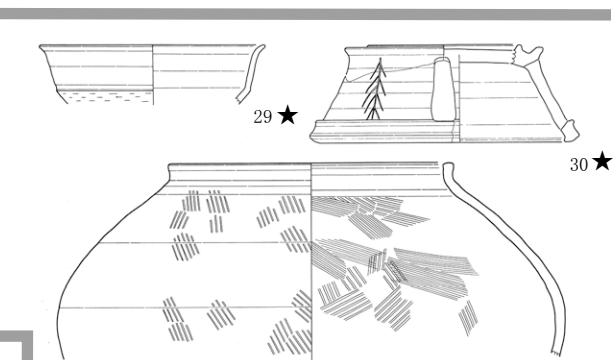
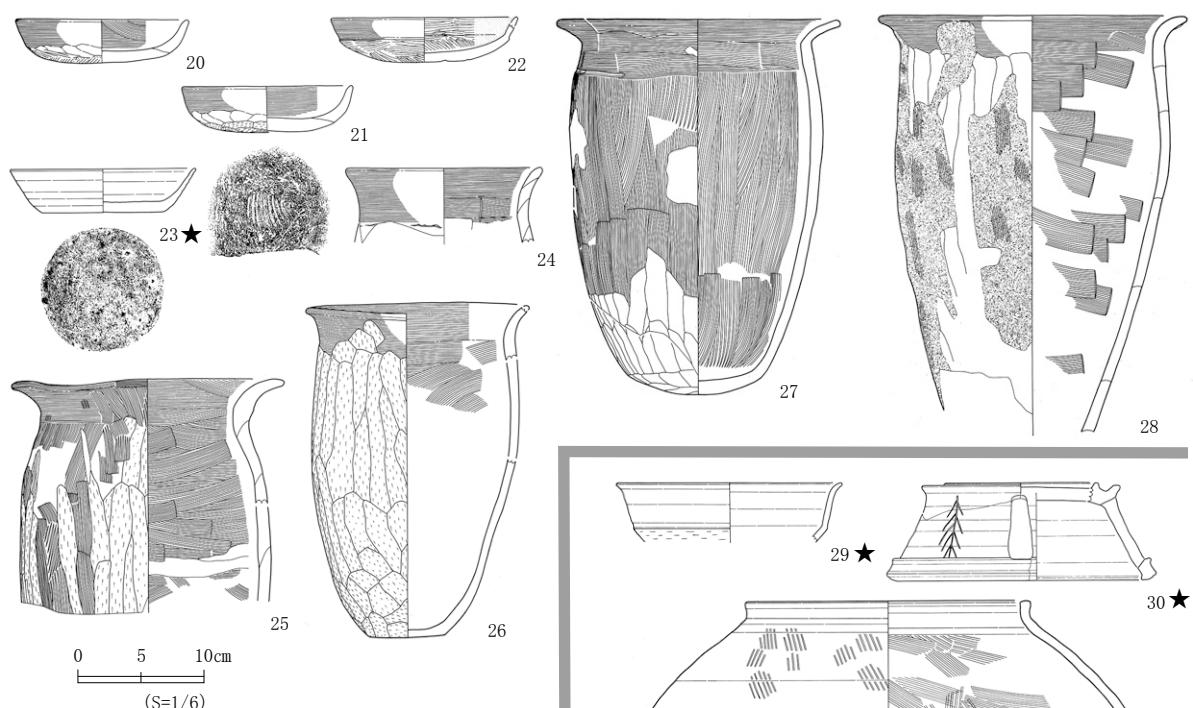
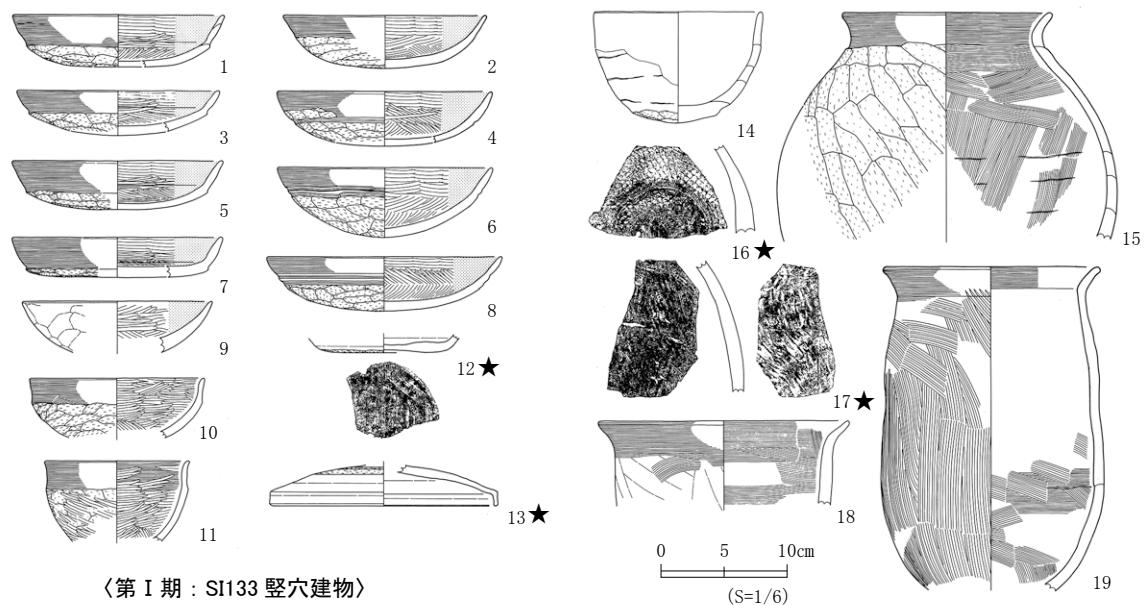
第8図 正倉院の変遷－加美町案
(加美町2015、第17図に加筆)



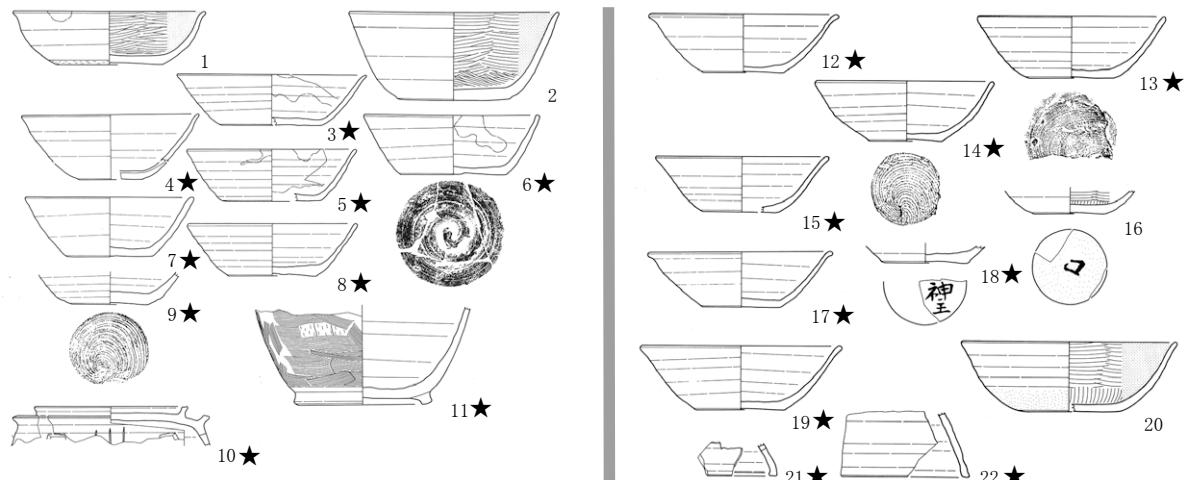
第9図 正倉院の変遷－村田案
(村田2019、第6図を改変・加筆)



第10図 SX800大穴 (加美町2015、第11・12図を改変・加筆)

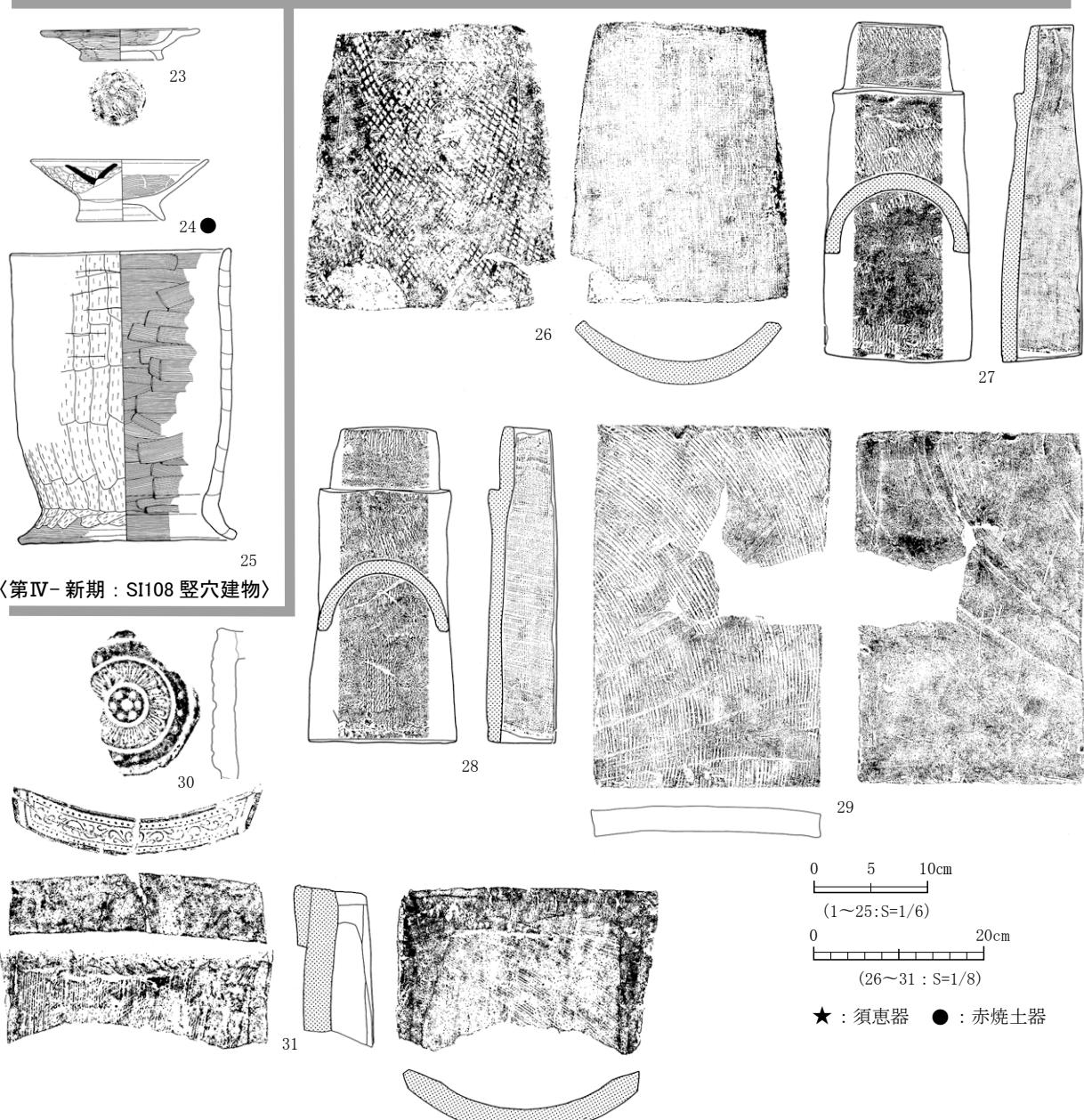


第11図 東山官衙遺跡出土遺物1 (村田2019、第8図に加筆)



〈第III- 新期 : SX526 竪穴工房〉

〈第IV- 古期 : SK366 土坑〉



第 12 図 東山官衙遺跡出土遺物 2 (村田 2019、第 9 図に加筆)